

令和 7 年度 湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入その 2 特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、湖西市水道事業（以下「発注者」という。）が購入する「令和 7 年度湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入その 2」に適用する。

第 2 条 購入内容

1. 購入物品及び数量

購入物品	数量
水道メーター $\phi 13\text{ mm}$	2,900 個
水道メーター $\phi 20\text{ mm}$	1,450 個
水道メーター $\phi 25\text{ mm}$	48 個
水道メーター $\phi 30\text{ mm}$	26 個
水道メーター $\phi 40\text{ mm}$	6 個
水道メーター $\phi 50\text{ mm}$	7 個
水道メーター $\phi 75\text{ mm}$	2 個
水道メーター $\phi 100\text{ mm}$	1 個

2. 購入物品の仕様等

本特記仕様書及び「湖西市水道事業電子式指示方式水道メーター購入標準仕様書」による。

3. 納品期間

契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日まで

4. 納品場所

本特記仕様書のとおり

第 3 条 入札参加資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

1. 計量法第 90 条の規定に基づき指定された指定製造事業者（水道メーター第一類及び第二類）である者又は指定製造事業者（水道メーター第一類、第二類）から水道メーターを調達して履行した実績がある者であること。
2. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
3. 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
4. 湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと。
5. 入札参加申出書（以下「参加申出書」という。）の提出日から落札決定までの間ににおいて、「湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 18 年市告示第 101 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

6. 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

第 4 条 特記事項

1. 納品場所、納品数量及び納品期日は、下記のとおりとする。
 - ① 納品場所
 - ・静岡県湖西市鷺津 3597 番地（鷺津浄水場）
 - ・愛知県小牧市東 1 丁目 226（日本通信電材株式会社）
 - ② 納品数量

購入物品	数量	納品先
水道メーター $\phi 13 \text{ mm}$	2,000 個	日本通信電材株式会社
水道メーター $\phi 20 \text{ mm}$	1,000 個	日本通信電材株式会社
水道メーター $\phi 13 \text{ mm}$	900 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 20 \text{ mm}$	450 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 25 \text{ mm}$	48 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 30 \text{ mm}$	26 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 40 \text{ mm}$	6 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 50 \text{ mm}$	7 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 75 \text{ mm}$	2 個	鷺津浄水場
水道メーター $\phi 100 \text{ mm}$	1 個	鷺津浄水場

2. メーター番号は、下記のとおりとする。

購入物品	メーター番号
水道メーター $\phi 13 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-2900S
水道メーター $\phi 20 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-1450S
水道メーター $\phi 25 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-48S
水道メーター $\phi 30 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-26S
水道メーター $\phi 40 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-6S
水道メーター $\phi 50 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-7S
水道メーター $\phi 75 \text{ mm}$	8-1S ~ 8-2S
水道メーター $\phi 100 \text{ mm}$	8-1S

3. 納品回数は、原則 3 回（納品場所は 2 箇所）とする。ただし、発注者からの指示により変更が必要な場合は、発注者と協議して決定するものとする。
4. 日本通信電材株式会社へ納品する物品のうち $\phi 13 \text{ mm}$ 1,000 個及び $\phi 20 \text{ mm}$ 500 個については、令和 8 年 4 月 30 日を納品期日とする。

5. 納品するメーターは、プラスチック製の収納箱（深箱）に収納し、保護仕切板・緩衝材等によりメーターを保護して納品するものとする。また、納品方法はメーター番号の小さいメーターから昇順に並ぶように納品するものとする。

第5条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議して定めるものとする。